

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、草加都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 草加都市計画区域における位置等

草加都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県の南東部に位置しています。
また、草加都市計画区域に含まれる土地の区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域の全域です。

【1・3・2号高速外環状道路】

本路線は、草加市原町字附通堤上を起点とし、三郷市高州4丁目に至る延長約14,960m、幅員23mの自動車専用道路です。

【1・1・3号東埼玉道路】

本路線は、八潮市大字八條字白鳥を起点とし、草加市柿木町字宝に至る延長約2,420m、幅員50mの自動車専用道路です。

II. 変更理由

草加都市計画道路1・3・2号高速外環状道路は、首都圏における道路網の骨格を形成するとともに、県南地域を東西に結ぶ都市間連絡の動脈となり、東西道路や放射幹線道路の交通混雑の緩和など、交通環境の改善を図るため、昭和60年10月1日に都市計画決定された路線です。

現在、高速外環状道路の休憩施設は、和光市に位置する新倉パーキングエリアのみであり、パーキングエリア等の休憩施設が不足している状況です。

このため、安全かつ円滑な交通環境を向上させる必要があることから、休憩施設及び本線と休憩施設の接続道路を高速外環状道路の区域に追加することとし、併せて車線数を定めるものです。

また、東埼玉道路の区域から、高速外環状道路に追加する区域と重複する接続道路の区域を廃止するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
1・3・2号 高速外環状道路	約14,960m	4車線 (一)	23m	・一部区間の線形変更 ・車線数の決定
1・1・3号 東埼玉道路	約2,420m	—	50m	・一部区間の廃止

括弧内は変更前を示す。